地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の 規定によりその結果を公表する。

平成28年1月29日

徳島市監査委員 久米川 文 男

同 工藤誠介

同 加村祐志

同 齋藤智彦

定期監查結果報告書

#### 第1 監査の対象

1 対象部課等

総務部総務課、女性センター、職員厚生課、情報推進課、人事課、行財政経営課

2 対象期間等

平成27年4月1日から10月31日までに執行した財務に関する事務

#### 第2 監査の実施期間

平成27年11月16日から平成28年1月26日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務については、契約の方法、手続、締結及び履行、財産管理事務については、公有財産の使用許可等を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から 事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通 常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

## 第4 監査の結果

総務部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

# 改善・検討を要する事項(指摘事項)

### 1 支出・契約事務

物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。 決裁権者が適正でないものがあった。

旅行命令において、日当、宿泊料の減額調整がされておらず、旅費の支給が適正でないものがあった。

契約締結の決裁は受けているが、契約書に徳島市長の押印がされていないものがあった。

業務委託において、徳島市契約規則に定める額を超える契約であるが、理由なく随 意契約としているものがあった。

支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

# 2 その他

出勤簿に押印のないものがあった。

管理職員特別勤務実績簿が、給料等の支給に関する規則に定められた様式で作成されていなかった。